

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 23 年度第 1 四半期）**  
**デリバティブ関係（金利系）**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第65号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引を中途解約し、既払決済金を一部返還し、未払金及び解約清算金を免除することを求める。</li> <li>・当社は、機械関係のリース、販売、及び修理を行っている。B銀行からは、当時融資を受けており、B銀行担当者からの明示はなかったが、本件契約は融資の条件であると認識していた。</li> <li>・当社は本件契約以前にデリバティブ取引をした経験はなく、B銀行担当者から受けた説明は、ほとんど理解できなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、本件契約当時A社が新規事業を始めること、将来的に変動金利の借入れの増加が見込まれること、長期的な金利上昇リスクをヘッジしたいというニーズがあることを確認し、本件契約を提案した。</li> <li>・当行担当者は本件契約の商品内容について十分に説明しており、A社は本件契約について理解していると判断した。</li> <li>・また、本件契約と融資契約は別物であり、融資の条件ではないことを明確に説明している。しかし、A社社長の本件契約に対する理解が十分であったかどうかについて疑問があることを否定するものではない。</li> <li>・当行は本件契約の既払決済金の一部返還、並びに未払金及び解約清算金の一部免除を行う用意はある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成22年12月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社社長が本件契約の商品内容を十分に理解できるだけの説明がなされていたかどうかについて疑問の余地があることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約のうえ、B銀</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<p>行が既払決済金、未払金及び解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年4月8日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	22年度(あ)第139号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引について無償解約を要求する。</li> <li>・B銀行から新規融資を検討する条件として、本件契約の勧誘を受けた。当社に本件契約のニーズはなく、断っていたが、B銀行から新規融資を受けるために本件契約を締結した。</li> <li>・本件契約締結時、本件契約の説明資料を見た記憶はあるが、商品内容の詳細な説明は一切受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行とA社は、一定の金利リスクヘッジが必要との認識を共有したことにより、本件契約の勧誘を行った。</li> <li>・本件契約は、A社の希望する条件を把握したうえで締結しており、優越的な立場にはなかった。</li> <li>・当行は、本件契約が融資に紐付きであるという説明はしておらず、あくまで金利上昇のリスクヘッジのための契約であると認識している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年5月 20 日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上